

今月のトピックス

令和7年1月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
【東京本社】 TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
【埼玉支社】 TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
【 今月の担当:町田 】



【育児・介護休業法の改正について】

2025年4月1日より、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などが改正されます。

改正される点は下表の通りです。

	変更内容	変更点	変更前	変更後
育児休業等	子の看護休暇の見直し(※)	名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇
		対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
		取得事由の拡大	① 病気・けが ② 予防接種・健康診断	① 病気・けが ② 予防接種・健康診断 ③ 感染症に伴う学級閉鎖等 ④ 入園(入学)式、卒園式
		労使協定により除外できる労働者の範囲	① 週の所定労働日数が2日以下 ② 継続雇用期間6か月未満	① 週の所定労働日数が2日以下 ② 廃止
	所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大(※)	請求可能となる労働者の範囲	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者
	短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置(テレワークを導入する場合のみ)(※)	代替措置の追加	① 育児休業制度に準ずる措置 ② 始業時刻の変更等	① 育児休業制度に準ずる措置 ② 始業時刻の変更等 ③ テレワーク
育児休業取得状況の公表義務適用拡大	公表義務の対象となる企業	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業	
介護休業等	介護休暇を取得できる労働者の要件緩和(※)	労使協定により除外できる労働者の範囲	① 週の所定労働日数が2日以下 ② 継続雇用期間6か月未満	① 週の所定労働日数が2日以下 ② 廃止
	介護離職防止の雇用環境整備	事業主の対応	新設	次のいずれかを講じる ① 介護休業等の研修の実施 ② 相談窓口設置 ③ 制度等利用の事例収集・提供 ④ 自社方針の周知
	介護離職防止のための個別の周知・意向確認等	周知事項	新設	① 制度の内容 ② 申出先(例:人事部など) ③ 介護休業給付金に関する事
		個別周知・意向確認の方法	新設	面談、書面、電子メール等
	介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供	情報提供期間	新設	次のいずれかの期間 ① 労働者が40歳に達する年度 ② 労働者が40歳に達した誕生日から1年間
		情報提供事項	新設	① 制度の内容 ② 申出先(例:人事部など) ③ 介護休業給付金に関する事
個別周知・意向確認の方法		新設	面談、書面、電子メール等	

(※)については就業規則の変更が必要となります。

【自己都合離職者の給付制限の見直しについて】

自己都合離職者に対しては、失業給付(基本手当)の受給に当たって、待期満了の翌日から原則2ヶ月間(5年以内に2回を超える場合は3ヶ月)の給付制限期間があります。

令和7年4月1日の変更により、原則の給付制限期間が再度計算の後に訂正を2ヶ月から1ヶ月へ短縮されます。また、離職期間中や離職日前1年以内に、自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合には、この給付制限が解除されます。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。